

修学資金返還猶予申請書【猶予加算（産休・育休）の場合】記載例

○提出方法：産休・育児休業の場合⇒要証明印・郵送

離職する場合⇒押印不要・メール提出可

ただし、理由を証する公的書類（母子手帳など）を添付

○提出時期：猶予加算を希望するとき（事後申請も可能）

第十五号様式（第十条）

修学資金返還猶予申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

借受人氏名 千葉 一郎

修学資金の貸付けを受けましたが、次のとおり返還を猶予されるよう申請します。

修学資金の種類		① 長期支援コース修学資金 2 ふるさと医師支援コース修学資金 3 小児科コース修学資金 4 産婦人科コース修学資金 (該当するものを〇で囲んでください。)
貸付けを受けた期間		平成29年4月から令和5年3月まで
猶予申請の内容	猶予申請額	14,400,000 円
	猶予申請理由	出産・育児により休業するため
業務従事等の状況	業務従事（修学・研修）	業務（修学・研修）内容等
	令和7年4月から令和8年3月まで	産前産後及び育児休業取得見込み
	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日	
病院（診療所）所在地 病院（診療所）名 病院（診療所）長氏名		

○ 離職せずに、産休及び育休を取得する場合

- 勤務先の証明を受けてください。

○ 離職する場合

- 証明印は不要です。
- 理由を証明する公的書類の写しを添付してください。
例）母子健康手帳（出生証明欄のページ）、診断書 等

る場合には、同号に
こと。

修学資金返還猶予申請書【猶予加算（育児による短時間勤務）の場合】記載例

- 提出方法：押印不要・メール提出可。ただし、理由を証する公的書類が必要。
- 提出時期：猶予加算を希望するとき（事後申請も可能）

第十五号様式（第十条）

修学資金返還猶予申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

借受人氏名 千葉 一郎

修学資金の貸付けを受けましたが、次のとおり返還を猶予されるよう申請します。

修学資金の種類	<input checked="" type="checkbox"/> ① 長期支援コース修学資金 2 ふるさと医師支援コース修学資金 3 小児科コース修学資金 4 産婦人科コース修学資金 (該当するものを○で囲んでください。)	
	貸付けを受けた期間	平成29年4月から令和5年3月まで
猶予申請の内容	猶予申請額	14,400,000 円
	猶予申請理由	育児により非常勤（短時間）勤務を行うところ、常勤換算後の勤務時間が1年に満たず、特定病院等で勤務しない期間が発生するため。
業務従事等の状況	業務従事（修学・研修）	業務（修学・研修）内容等
	令和7年4月から令和8年3月まで	育児による短時間勤務（週4時間勤務）
	上記のとおり相違ないことを証明 年 月 日	勤務後にご提出いただく「医師業務従事期間証明書」で証明された勤務時間と同じ時間になります。
勤務先の証明は不要です。 ただし、非常勤勤務の理由を証明する公的書類の写しを添付してください。 例）母子健康手帳（出生証明欄のページ）、診断書 等		

注意

注 千葉県医師修学資金貸付条例第9条第3号の規定に該当する場合には、同号に規定する返還ができなくなったことを証する書類を添付すること。

修学資金返還猶予申請書【猶予加算（疾病による療養）の場合】記載例

○提出方法：療養休業の場合⇒要証明印・郵送

離職する場合⇒押印不要・メール提出可

ただし、医療機関が発行する診断書を添付

○提出時期：猶予加算を希望するとき（事後申請も可能）

第十五号様式（第十条）

修学資金返還猶予申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

借受人氏名 千葉 一郎

修学資金の貸付けを受けましたが、次のとおり返還を猶予されるよう申請します。

修学資金の種類	<input checked="" type="checkbox"/> ① 長期支援コース修学資金 <input type="checkbox"/> 2 ふるさと医師支援コース修学資金 <input type="checkbox"/> 3 小児科コース修学資金 <input type="checkbox"/> 4 産婦人科コース修学資金 (該当するものを〇で囲んでください。)
貸付けを受けた期間	平成29年4月から令和5年3月まで
猶予申請の内容	猶予申請額 14,400,000 円 精神疾患の場合は、必ずその旨を記載ください（精神疾患の場合、猶予加算の上限が3ヶ月延びます）。
業務従事	業務従事（修学・研修） 業務（修学・研修）内容等 令和6年4月から令和7年3月まで 疾病（精神疾患）による療養のため

○ 離職せずに、療養休業を取得する場合

- 勤務先の証明を受けてください。

注意

○ 離職する場合

- 証明印は不要です。
- 医療機関が発行する診断書を添付してください。

[診断書に記載が必要な事項]

- 診断日、患者氏名
- 診断医の氏名、当該医師が所属する医療機関名と所在地
- 治療の始期と終期（例〇年〇月〇日から現在も療養中）
- 病名
- 疾病のため、診療への従事が困難である旨

ます。

病院（診療所）所在地

病院（診療所）名

病院（診療所）長氏名

印

第3号の規定に該当する場合には、同号に証する書類を添付すること。

修学資金返還猶予申請書【猶予加算（専門医取得）の場合】記載例

○提出方法：要証明印・郵送

○提出時期：猶予加算を希望するとき（事後申請も可能）

第十五号様式（第十条）

修学資金返還猶予申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

借受人氏名 千葉 一郎

修学資金の貸付けを受けましたが、次のとおり返還を猶予されるよう申請します。

修学資金の種類	① 長期支援コース修学資金	
	2 ふるさと医師支援コース修学資金 3 小児科コース修学資金 4 産婦人科コース修学資金 (該当するものを〇で囲んでください。)	
貸付けを受けた期間	平成28年4月から令和4年3月まで	
猶予申請額	14,400,000 円	
猶予申請理由	<ul style="list-style-type: none">整形外科の専門研修プログラム（専門研修基幹施設：〇〇病院、千葉県〇〇市）を令和6年度から専攻。基本領域専門医取得までの必要最低限の期間は4年間。令和7年度に、専門研修の連携施設である△△病院（東京都△△区）で勤務する必要があるところ、特定病院等に該当しないことから、猶予の加算を希望する。	
業務従事等の状況	業務従事（修学・研修）	業務（修学・研修）内容等
	令和7年4月から令和8年3月まで	整形外科専門研修プログラム
上記のとおり相違ないことを証明します。		
年 月 日	病院（診療所）所在地	④
	病院（診療所）名	
	病院（診療所）長氏名	

注 千葉県医師修学資金貸付条例第9条第2項の規定に該当する場合は、同項に

規定する返還ができなくなったことを証明する場合は、専門研修基幹施設・連携施設、どちらから証明を受けてもかまいません。